

株式会社日本貿易保険への交付金 令和6年度概算要求額 10億円（10億円）

貿易経済協力局通商金融課

事業の内容

事業目的

本交付金は、政府による外交交渉の結果として、株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」）が重債務貧困国等に対して有する債権等の免除又は放棄を行う場合に、その負担を貿易保険のユーザーにのみに負わせるのは妥当ではないことから、政府が貿易保険法に基づいてその全部又は一部に相当する額を交付する。貿易保険事業の長期的な収支相償を担保することにより、NEXIの財務基盤の健全性を維持し、貿易保険事業の継続的・安定的な実施を図る。

事業概要

貿易保険制度は、貿易保険の利用者が支払う保険料や相手国等からの回収金によって、保険金の支払いや経費を賄い、独立採算で運用されている。他方で、債務削減は、日本政府の援助政策（ODA）の一環として国際的な合意に基づき国が実施するものであり、当該債務削減により生じる負担を貿易保険の利用者のみに求めることは適切ではないことから、貿易保険法第36条に基づき、昭和63年のトロント・サミット以降の重債務貧困国等の債務削減について、当該債務削減により生じる影響額の一部をNEXIに交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

重債務貧困国等の債務削減により生じる影響額の一部について、国からNEXIに交付金を交付する。



成果目標

本交付金を交付することにより、
短期的にはNEXIの財務基盤の健全性を維持し、
長期的にはNEXIの財務基盤の健全性の強化を目指す。